

安芸市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和2年3月23日

安芸市監査委員 福 島 文 明

安芸市監査委員 長 野 弘 昌

定期監査結果報告書

目次

定期監査結果報告書

第 1	監査の種類	1
第 2	監査の対象	1
第 3	監査の期間	2
第 4	着眼点	2
第 5	監査の実施内容	2
第 6	監査の結果	3

第 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査）

第 2 監査の対象

1 施設管理（法定検査）：平成 30 年度

所 管 課	施 設 名
財 産 管 理 課	庁舎・穴内駅前広場・下山駅前広場・津久茂町第 2 団地
市 民 課	デイサービスセンター「はまちどり」
福 祉 事 務 所	安芸おひさま保育所・穴内保育所
環 境 課	一般廃棄物最終処分場リサイクルプラザ・杜の聖苑
農 林 課	こまどり温泉・東川手づくり館山里
商工観光水産課	廓中ふるさと館・道の駅大山・はたやま憩の家
上 下 水 道 課	市浄化センター・赤野浄化センター
学 校 教 育 課	伊尾木小学校・川北小学校・土居小学校・安芸中学校
生 涯 学 習 課	市民会館・市民図書館・歴史民俗資料館・書道美術館・市体育館・総合運動場野球場本部棟
消 防 本 部	防災センター

2 随意契約：平成 30 年度

所 管 課	事 業 等 名
建 設 課	30-2 市道海岸線道路整備工事積算委託業務
	30-12 学校前橋外 1 橋橋梁補修工事積算委託業務
	市道中川線他 1 路線道路維持修繕委託業務（緊急）
	市道穴内線道路災害関連委託業務（緊急）
	市道奥の谷線他 1 路線道路維持修繕委託業務（緊急）
	市道久世町三丁目 2 号線道路整備工事
商工観光水産課	30-23 伊尾木洞観光案内所新築工事設計委託業務
	30-33 伊尾木洞観光案内所新築工事監理委託業務
農 林 課	森林景観整備事業委託業務
環 境 課	安芸市清浄苑定期整備委託業務
生 涯 学 習 課	安芸市営球場ダグアウトシート改修工事

3 備品管理

全課を対象

第3 監査の期間

令和2年1月14日から1月31日

第4 着眼点

財務会計事務に係る執行手続の適否に着眼点を置き、行政監査の視点を加味して実施する。

1 施設管理（法定検査）

○法令で定められている点検、検査等は適正に行われているか。また、指摘事項等について、適正に対応しているか。

2 随意契約

○随意契約の理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項各号のいずれに該当するか、適正に判断されているか。

○原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由が妥当性を判断するに足りる適切な理由となっているか。

○予定価格は適正に定められているか。

3 備品管理

○備品台帳の記帳整備は適正に行われているか。

○備品の管理は適正に行われているか。

○使用不能あるいは使用見込みのない物品を保管していないか。

第5 監査の実施内容

施設管理及び随意契約については、対象を指定し、備品管理については全課を対象として事前に資料の提出を求め、必要に応じて所属長及び担当職員からの説明を聴取するとともに現地調査を行うなどの方法により実施した。

各課ヒアリング状況

監査実施日	対象課等
1月27日（月）	会計課、消防本部、上下水道課、建設課
1月28日（火）	選挙管理委員会、市民課
1月29日（水）	危機管理課、商工観光水産課、農林課
1月30日（木）	環境課、福祉事務所、生涯学習課
1月31日（金）	財産管理課、学校教育課、清水ヶ丘中学校、安芸中学校

第6 監査の結果

監査の結果は以下のとおりである。今後も関係法令、例規等を遵守し、さらに適正な事務処理に万全を期されたい。

なお、事務上の簡易な過誤等が認められたが、その都度関係職員に改善等を指示したので記述を省略した。

1 施設管理（法定検査）

市が設置した施設は、各種法令等で様々な法定検査が義務付けられており、専門機関等による点検が行われ、報告書が施設管理者に提出されている。

今回の定期監査では対象施設を指定し、消防法、電気事業法、浄化槽法、建築基準法等に基づく点検報告書等の提出を求め確認を行ったところ、ほとんどの施設で、おおむね指摘事項等への対応がされていた。

その中で昇降機（エレベーター）が、該当3施設（庁舎、総合運動場野球場本部棟、防災センター）すべてで「既存不適格」となっていた。これは、設置された当時の法令に基づいて整備されているため、耐震対策の強化等により、法令が改正され、新しい基準に適合しない状態となっているが、決して違法なものではなかった。

また、浄化槽については、流入管きよの一部勾配不良、流入管きよに汚水の停滞、槽上部の嵩上げで維持管理作業に支障、などの改善所見のある施設が散見されたが、総合判定はすべての対象施設が「おおむね適正」又は「適正」となっていた。

今後も各種法令に基づき、法定点検等を適切に実施し、施設の適切な管理に努められたい。

2 随意契約

随意契約は、その必要性が認められる場合に限ってできる例外的な契約方法であり、随意契約によることができる場合として、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに規定されている。

各号の内容は次のとおりである。

- (1) 売買、賃借、請負その他の契約で予定価格が同施行令に定める額の範囲内で規則に定める額を超えないとき。

安芸市契約事務規則で定める額は次のとおりである。

工事又は製造の請負（委託契約を除く。）	130万円
財産の買入れ	80万円
物件の借入れ	40万円
財産の売払い	30万円

物件の貸付け	30 万円
前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円

- (2) 契約の性質または目的が競争入札に適しないとき。
- (3) 障害者支援施設などにおいて製作された物品を買い入れる契約をするとき。障害者支援施設、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体などから役務の提供を受ける契約をするとき。
- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより、市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。

監査の着眼点に基づく結果は次のとおりである。

所 管 課	事 業 等 名	随契理由	見積書 (2 以上)	予定価格
建 設 課	市道海岸線道路整備工事積算委託業務	2 号		○
	学校前橋外 1 橋橋梁補修工事積算委託業務	2 号		○
	市道中川線他 1 路線道路維持修繕委託業務（緊急）	5 号		
	市道穴内線道路災害関連委託業務（緊急）	5 号		
	市道奥の谷線他 1 路線道路維持修繕委託業務（緊急）	5 号		
	市道久世町三丁目 2 号線道路整備工事	5 号	○	○
商 工 観 光 水 産 課	伊尾木洞観光案内所新築工事設計委託業務	5 号	○	○
	伊尾木洞観光案内所新築工事監理委託業務	5 号	○	○
農 林 課	森林景観整備事業委託業務	2 号	無	無
環 境 課	安芸市清浄苑定期整備委託業務	2 号		無
生涯学習課	安芸市営球場ダグアウトシート改修工事	2 号		無

随意契約理由については、今回対象とした 11 件の内、第 2 号適用が 5 件、第 5 号適用が 6 件であった。

第 2 号適用の理由は、業務の専門性により契約相手が限定されるものやサービス提供者が限定されるものであった。それぞれ理由として妥当であると判断するが、理由の中に「精通、経験豊富」という表現が記載されている事例があった。「精通、経験豊富」であるということは、契約の相手方を選定する際の一般的、原則的な基準であり、それだけでは特定の二者を選定する理由としては、客観性、妥当性に欠けると思われるので、ご留意いただきたい。

第 5 号適用の理由は、災害に伴う応急対応や完成までの工期によるものであった。それぞれ緊急に該当すると判断するが、今後も計画的な業務の執行に努め、事務手続の遅延等により契約締結までの時間的余裕がなくなり、5 号を適用することのないようご留意いただきたい。

見積書の徴取については、見積書が一者しかないものが 7 件、見積書がないものが 1 件あった。契約事務規則では、随意契約をするときはなるべく 2 以上の者から見積書を徴さなければならなくなっている。しかしながら、契約の性質及び目的が競争入札に適さず、契約の相手方が一者しかないものについては、見積書の徴取も一者でもやむを得ない。これに該当するものは 4 件で、あとの 3 件については災害等の緊急対応のため業者を指定しているものであった。見積書がない 1 件は、市が締結している協定により決まっている相手と市が積算した金額で委託契約するもので、見積書の徴取を省略できるものであった。

予定価格については、地方公共団体が契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準としてあらかじめ設定するものであり、契約事務規則により、随意契約をしようとする場合にも一般競争入札に付する場合と同様に、あらかじめ予定価格を定めなければならなくなっている。ただし、災害等で緊急を要する場合は、定めなくても構わない。今回の対象で予定価格を定めてないものは 6 件で、内 3 件が災害等の緊急対応であった。それ以外の 3 件については、予定価格を定めていなかった。今後は、契約事務規則に基づき、随意契約においても予定価格を適正に定めることを求めるものである。

随意契約は、簡便な手続により当該契約の目的に適した者を選定でき、確実な履行が確保できるが、その運用を誤ると公平性が欠如し、契約相手の固定化を招くおそれや価格において市に不利になるおそれもある。あくまでも随意契約は例外的な方法であることを認識し、その運用に当たっては厳正に行うよう徹底されたい。

3 備品管理

安芸市物品会計規則第 26 条の規定により、物品管理者（課長等）は、その保管に係る重要物品（自動車及び取得価格が 100 万円以上の備品）について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在高について、重要物品調査表を作成し、5 月 31 日までに会計管理者に提出しなければならない。また、同第 27 条の規定により、物品管理者（課長等）は、毎会計年度において 1 回以上、自己の保管する物品及び帳簿について検査しなければならない。これらについては、すべての課等から報告がされていた。

また、今回、備品管理を監査対象としたこともあり、課によっては、不用品が大量に返納手続されており、確認作業に真摯に取り組む姿勢が見られた。

その一方、以下の事項が散見されたので、今後の検討、改善を望むものである。

- (1) 備品台帳の様式が物品会計規則に規定する様式と相違しているものがある。

備品台帳様式（様式第 5 号）

分 類			品 目				
品 名	備品 番号	規格	取 得 年月日	取得価格	購入及び 寄 託 先	使用係	返納、管理 換え年月日

- (2) 備品台帳に必要事項が記載されていない又は誤記したものがある。
（特に使用係について、現在存在しない施設名を記載したものなど実態と異なるものがある。）
- (3) 廃棄処分費の問題等で処分できていないものがある。
- (4) 明らかに使用できないと思われる古いパソコンや消火器ほかがある。
- (5) 所在を確認できていないと思われるものがある。

(6) 備品の分類が物品会計規則の分類と相違するものがある。

備品の分類

分類	品目	品名
A	机類	事務用机、生徒用机、製図机、タイプ机、講演机、卓子類等
	いす類	事務用いす、生徒用いす、折りたたみいす、長いす、ソファ等
B	たな、箱類	戸棚、ロッカー、書架、キャビネット、投票箱、金庫等
	つい立類	つい立、帽子掛、びょうぶ等
	台類	演壇、花台、実験台、教壇、工作台等
C	印章類	公印（職印、庁印）、証明印、らく印等
	図書類	法令集その他の図書、閲覧させることを目的とする図書（新聞、雑誌等を除く。）
D	事務用機械器具類	タイプライター、謄写版、各種複写機、計算機、会計機、せん孔器、裁断器、パソコン、プリンター等
	車両類	乗用車、特殊車、自動二輪車、軽四輪車、原動機付自転車、リヤカー、自転車、荷車等
	船舶類	船舶、舟艇、ボート等
	衛生用機械器具類	訪問かばん、消毒器、輸送器、血圧計、身長計、診察台
	製図用機械器具類	青写真焼付器、製図機、製図板等
	計器類	測量用機械器具類、度量衡器類、自記雨量計その他の計器類
	作業用機械器具類	工作機械器具類、農業機械器具類、土木機械器具類、林業機械器具類等
	通信用機械器具類	電話機、インターホーン、テレビ、ラジオ、テープレコーダー、拡声装置、無線機、ファクシミリ等
	映写機類	映写機、撮影機、写真機、引伸機、幻灯機、レンズ等の部品
	体育及び音楽器具類	体育用器具類、音楽器具類
	標本模型類	各種標本類、各種模型類
D	理科機械器具類	理科機械器具類
	工具類	ジャッキ、電気ドリル、グラインダー、電気カンナ等
E	寝具類	ふとん、毛布、マットレス等
	建物従物類	井戸ポンプ、流し台、じゅうたん等
	装飾用品類	置物、花瓶、置床、鏡台、彫刻像、舞台幕、卓子掛等
	暖冷房用具類	電気ごたつ、各種ストーブ、扇風機、冷房機等
	非常用具類	はしご、消火器等
	ちゅう房品類	電気なべ、電気釜、冷蔵庫、コンロ（電気、ガス、石油）、流し台（移動式）、トースター、調理台、湯わかし器等
	娯楽用品類	碁盤、将棋盤等
F	雑品類	電気スタンド、かばん、サイレン、電気掃除機、電気洗濯機、表札、黒板、掲示板、国旗、天幕、まん幕、収納庫等で前記各分類に含まれないもの

学校の物品の出納、保管及び管理に関する事務については、物品会計規則第8条第3項で、教育長に委任されている。また、教育機関の長に対する事務委任規程第1条第1項第3号で、教育長は学校長に学校の備品の管理、維持に関することを委任している。

今回現地調査として、市立安芸中学校、清水ヶ丘中学校において、備品管理状況について、学校長及び事務職員から説明を受けた。

本市の小中学校では学校備品管理システムで備品の管理を行っており、学校長のもと適正な備品管理が実施されていることが確認できた。また、両校では、今後の中学校統合に備え、備品の重複購入をできるだけ避けるようにしているとのことであった。

備品をはじめとする物品は、地方自治法第237条第1項で「財産」とされており、常に良好の状態に管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

今回の監査で、出先機関が多い課や各種施設等に備品を配置している課では、管理に大変苦勞しているという話を聞いた。できるだけ簡単に管理できるシステムづくりを検討するとともに、不用品は返納や移管換えするなど、効率的、有効的な備品管理の推進が必要である。

今後、本市では統合中学校建設や新庁舎建設を控えており、備品の管理については、物品会計規則を遵守し、引き続き適切な管理と有効利用に取り組んでいきたい。